

# 会報

題字は元相談役古宮正栄書

No. 62

2016年3月1日発行

一般社団法人  
雇用管理協会



## 目次

最近の雇用失業情勢について .....	2
労働保険・社会保険でお困りの皆さんへ！ .....	5
労働基準情報 .....	6
職業安定情報 .....	7
必ずチェック最低賃金！ .....	8
社会保険情報 .....	9
紛争と解決のケーススタディ .....	10
トピックス おすすめの本・編集後記 .....	11
労働安全衛生法に基づく技能講習、特別教育等のご案内 .....	12

# 最近の雇用失業情勢について

平公共職業安定所長 石澤 義夫

はじめに、一般社団法人雇用管理協会の石井会長はじめ会員の皆様には、日頃より職業安定行政の運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

いわき市は、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故等により直接・間接的に甚大な被害を受けました。この震災発生から5年が経過するところであり、この間皆様の懸命のご尽力により着実に復興は進んできておりますこと、心より敬意を表したいと存じます。しかし、現在も被害を受けた護岸・道路など復旧・復興に向けた取組がなされている現状にあり、また、市内にはまだ多くの方が応急仮設住宅や賃貸住宅等での避難生活を余儀なくされておりますので、一日も早い復興ができますよう祈念する次第であります。

さて、最近の雇用失業情勢は、復旧・復興関連求人をはじめとする月間有効求人数の増加により着実に改善しておりますが、一方、月間有効求職

者数は減少傾向で推移するなど、平成27年12月の有効求人倍率は福島県平均1.50倍、当所管内のいわき市では県平均を大きく上回る1.84倍となっております。これは全国平均の1.27倍を大きく上回る状況となっております。

この有効求人倍率が高い要因は、放射能除染作業の求人募集の賃金額が一般求人に比べ高額なため多数の労働者が除染作業へ流入していること、また、約2万4千人の原発事故により避難されている方、並びに東京電力福島第一原子力発電所廃炉措置工事に従事している約7千人の労働者がこのいわき市又は近隣で生活していることから、いわき市内の経済活動が活性化し、多数の事業主が労働者を求めています。求職者数の減少傾向もあり、人手不足状態が続いているところです。併せて、少子高齢化の進展によって若年労働力の確保が困難になりつつある中、除染作業への労働力の集中化もあり、会員の皆様は人材の確保や労

【別表1】一般職業紹介状況（平職安管内）

項目	区分	28年1月		前月 27年12月値	前年同月 27年1月値	対前月比	対前年 同月比
		いわき計	うち出張所				
全数 【パートを含む】	新規求職者数	1,518	606	1,147	1,604	32.35	▲5.36
	月間有効求職者数	4,847	2,009	4,779	4,845	1.42	0.04
	新規求人数	3,402	1,427	2,944	3,414	15.56	▲0.35
	月間有効求人数	8,663	3,635	8,791	8,533	▲1.46	1.52
	紹介件数	1,643	641	1,299	1,773	26.48	▲7.33
倍率	新規求人倍率	2.24	2.35	2.57	2.13	▲0.33point	0.11point
	有効求人倍率	1.79	1.81	1.84	1.76	▲0.05point	0.03point

働きの定着に苦慮されていることと存じます。

このためハローワークでは、人材の確保や労働力の定着のため「魅力ある職場づくり」に向けた取組みを推進しているところです。まず、長時間労働を減らすこと、年次有給休暇取得促進などの「働き方改革」のほか、非正規労働者等の正社員等への転換・待遇改善や、多様な形態での正社員化(勤務地・職務限定正社員、短時間正社員)制度の導入、人材育成などに自主的に取り組んでいただき、雇用管理や労働条件面から、働きがいを感じ、また働きやすい安心・安全な「魅力ある職場づくり」を進めていくことが大変重要であると考えます。

この魅力ある職場づくりに取り組むことにより、応募者が「この会社で働いてみたい」と思えたり、従業員の方が「この会社でずっと働きたい」と感じたりできるよう「働きがい」や「働きやすさ」を高める雇用管理改善が必要となりますし、現在、パートや契約社員、派遣社員などの正社員以外の

働き方で働いている労働者を正社員に転換することも、人材確保の有効な手段と考えております。

これらの取組みを支援するための助成金制度(キャリアアップ助成金、キャリア形成促進助成金)もございますので、是非とも魅力ある職場づくりに取り組んでいただき優秀な人材を確保され、業績向上となりますよう積極的に検討されてはいかがでしょうか。特に、キャリアアップ助成金は今年度、助成内容・助成額が拡充されておりますことを付け加えさせていただきます。

結びに、一般社団法人雇用管理協会・会員の皆様の益々のご繁栄を心よりご祈念申し上げ結びといたします。



【別表 2】平成 28 年 3 月新規高等学校卒業者の求人・求職状況（平職安管内）

(平成 28 年 1 月末現在)

項目	年月	平成 28 年 3 月卒			対前年比	
		合計	男子	女子	増減数	増減率 (%)
卒業予定者数		3,271	1,623	1,648	▲ 58	▲ 1.7
就職希望者数		954	541	413	▲ 42	▲ 4.2
	県内希望者数	681	357	324	▲ 24	▲ 3.4
	県外希望者数	273	184	89	▲ 18	▲ 6.2
求人	数	1,510			▲ 49	▲ 3.1
就職内定者数		931	527	404	▲ 37	▲ 3.8
	県内	658	343	315	▲ 19	▲ 2.8
	県外	273	184	89	▲ 18	▲ 6.2
求人倍率(倍)		2.22			0.01point	
就職内定率(%)		97.6	97.4	97.8	0.4point	
	県内	96.6	96.1	97.2	0.6point	
	県外	100.0	100.0	100.0	0.0point	
県内留保率(%)		70.7	65.1	78.0	0.8point	

(注) 学校・ハローワークの紹介により就職を希望する生徒数を計上(縁故就職等を除く)

【平成27年10月～12月】

中途採用者採用時賃金情報(福島労働局管内)

(単位：千円)

職業	年齢	計		19歳以下		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳		40～44歳		45～49歳		50～54歳		55～59歳		60歳～64歳	
		人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金
計	男	8,447	234	246	182	925	200	1,054	217	1,047	229	964	240	946	241	852	255	819	253	843	257	751	241
	女	3,923	167	88	148	566	159	553	166	553	169	502	164	508	171	382	171	346	177	272	173	153	165
専門的・技術的職業	男	600	264	10	195	50	192	99	250	108	263	80	274	54	265	54	290	52	291	54	292	39	276
	女	657	201	6	153	72	178	113	197	105	212	63	204	85	196	69	203	74	218	48	203	22	199
管理的職業	男	80	348	0	0	2	263	12	294	4	273	9	319	7	290	12	374	16	338	12	441	6	431
	女	22	183	0	0	0	0	3	141	4	170	7	176	4	198	3	216	1	260	0	0	0	0
事務的職業	男	295	247	3	200	37	183	54	218	40	235	35	245	37	274	28	266	33	301	15	341	13	235
	女	879	163	22	152	134	159	153	161	145	162	135	161	135	169	76	161	43	163	25	186	11	184
販売の職業	男	434	208	13	160	60	184	93	188	80	218	52	223	49	232	34	245	25	213	17	212	11	188
	女	445	143	17	142	98	138	61	157	59	146	68	136	54	143	37	141	22	150	24	146	5	105
サービスの職業	男	947	201	29	159	143	170	151	191	134	215	109	224	107	215	68	217	69	208	76	210	61	178
	女	930	165	18	149	143	161	122	166	121	169	105	171	93	168	92	173	96	170	85	159	55	147
保安の職業	男	75	173	1	142	6	157	4	146	3	169	2	160	7	201	5	162	14	177	17	167	16	185
	女	10	178	1	142	1	170	0	0	0	0	3	191	0	0	2	168	3	185	0	0	0	0
農林漁業の職業	男	52	217	1	150	5	182	4	174	7	199	7	212	5	218	3	294	5	275	7	252	8	195
	女	12	166	0	0	3	169	3	151	1	286	0	0	1	150	1	250	0	0	1	117	2	117
運輸・通信の職業	男	680	225	8	177	43	203	64	210	74	221	85	228	108	229	96	240	90	228	58	233	54	221
	女	48	182	0	0	4	168	3	146	8	185	2	190	12	202	9	164	7	190	2	148	1	250
生産工程・労務の職業	男	5,284	239	181	187	579	212	573	222	597	229	585	240	572	245	552	257	515	258	587	261	543	249
	女	920	160	24	148	111	159	95	146	110	149	119	156	124	168	93	163	100	164	87	176	57	172

【平成27年10月～12月】

中途採用者採用時賃金情報(平公共職業安定所管内：いわき地域全域)

(単位：千円)

職業	年齢	計		19歳以下		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳		40～44歳		45～49歳		50～54歳		55～59歳		60歳～64歳	
		人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金
計	男	2,143	250	52	202	237	214	241	233	256	248	236	253	239	255	236	268	214	276	232	264	200	254
	女	695	168	25	154	96	152	81	172	92	176	79	164	101	182	58	181	70	158	56	178	37	144
専門的・技術的職業	男	213	250	5	222	25	210	32	237	31	251	20	299	19	231	22	241	18	274	24	276	17	250
	女	140	186	2	151	13	165	22	170	21	180	10	191	25	210	16	205	15	163	11	208	5	176
管理的職業	男	21	396	0	0	1	340	5	411	1	400	4	338	1	380	1	555	3	305	2	555	3	402
	女	1	200	0	0	0	0	1	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事務的職業	男	64	244	1	199	11	174	10	195	10	246	5	224	9	266	8	304	7	327	1	240	2	310
	女	140	167	7	151	25	166	24	169	23	168	20	172	16	178	12	150	8	171	4	170	1	170
販売の職業	男	60	234	1	160	5	236	15	200	7	246	6	240	11	217	4	302	6	288	2	263	3	235
	女	53	152	3	146	11	133	6	187	11	153	10	140	5	182	3	175	0	0	2	154	2	115
サービスの職業	男	150	199	6	158	20	172	19	182	21	206	23	209	19	203	12	232	13	241	6	208	11	173
	女	183	170	5	155	27	147	21	173	22	209	20	169	23	160	18	180	20	166	17	175	10	156
保安の職業	男	7	145	0	0	0	0	0	0	1	151	0	0	0	0	1	153	2	159	3	132	0	0
	女	1	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	220	0	0	0	0
農林漁業の職業	男	6	193	0	0	0	0	0	0	0	0	1	250	1	165	0	0	0	0	1	250	3	163
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸・通信の職業	男	130	233	1	120	9	184	8	231	11	220	11	261	20	217	23	258	15	251	16	244	16	218
	女	12	196	0	0	0	0	0	0	1	220	1	180	6	213	1	160	2	175	1	160	0	0
生産工程・労務の職業	男	1,492	256	38	209	166	223	152	238	174	254	166	253	159	271	165	272	150	281	177	266	145	263
	女	165	153	8	159	20	143	7	165	14	145	18	148	26	170	8	185	24	139	21	170	19	130

※この資料は、対象期間内の雇用保険被保険者資格取得データから検索したもので、取得日現在における賃金月額額の平均賃金です。  
※賃金の単位は、千円です。(臨時の賃金、超過勤務手当等は含まれません。)





一般社団法人雇用管理協会では、経営環境や雇用環境の改善のために以下の事業について、皆様のお手伝いをさせて頂いております。

## 労働保険

(労災保険・雇用保険)の  
事務委託

## 社会保険

(厚生年金・健康保険)の  
事務委託

## その他

助成金・奨励金の申請、  
就業規則の作成など

この外に、**労災保険の上積み補償契約**の代行も行っております。いざという時、上積み補償に加入しておくことは、企業のリスク回避のためにも大切です！

また、当協会は福島労働局から認可を受けた**労働保険事務組合**であることから、次の点で有利です。

- ・事業主も労災保険に**特別加入**できます。
- ・労働保険料について、**3期に分けて分割納付**できます。

### お問い合わせ

一般社団法人 雇用管理協会(担当、大塚・原)まで、お気軽にお電話ください。  
〒970-8026 いわき市平字紺屋町45番地(紺屋町ビル2階)

TEL 0246-23-0699 FAX 0246-23-0689

e-mail koyou@themis.ocn.ne.jp URL <http://koyoukanri.sakura.ne.jp/>

## 労働基準情報

### どの程度なら「宿直」か 深夜の入居者介助業務

**労基**


新規事業として、養護老人ホームの運営を行うことになりました。夜間は職員を宿直に就ける予定ですが、労基法にある労働時間や休憩、休日などの規制を適用除外にできるかどうか検討しています。労基署の許可が要ると聞いていますが、労基法の規制が免除される宿直とは、どの程度の勤務状態を想定しているのでしょうか。



#### A 軽度な作業は該当する

労基法41条の「監視又は断続的労働」に従事する労働者は、労働時間等の規定が適用除外になり、労基則23条で「宿直又は日直の勤務で断続的な業務」でも1日8時間、1週40時間を超えた労働が可能ですが、これには行政官庁の許可が必要です。

社会福祉施設等の業務には、判断の目安となる通達が別途出されています（昭49・7・26基発27号、平11・3・31基発168号）。例えば、入居者の就寝後は原則として職員も労働から離れて睡眠をとれる場合、そこから起床して着衣の介助などを始めるまでの時間帯を「宿直勤務」とし、労働時間の規制が免除されます。また途中で検温等を行う場合でも、それが「軽度かつ短時間」であれば宿直業務の一環とみなされます。逆にいえば、入居者を抱きかかえて行うような作業は軽度ではなく、宿直勤務に入らないと示されています。



### 35歳までは省略か 定期健診項目が追加に

**安衛**


定期健康診断の受診のお知らせに、胃部X線や便潜血検査など受けたことのない項目が含まれていました。35歳までは単に省略されていたのでしょうか。



#### A 保険者の健診法定を上回る

安衛法の定期健診項目で年齢により省略できるのは、①身長（20歳以上）、②腹囲（40歳未満）、③胸部X線（40歳未満）、④貧血検査や心電図検査等（40歳未満）のうち、医師が必要でないと認める者です（安衛則44条、平22・1・25厚労省告示25号）。ただし、35歳のときには身長を除いて省略できません。③胸部X線は20歳、25歳、30歳のときにも実施が必要です。

健保法150条では、保険者は、健康診査その他の被保険者や被扶養者の健康の保持増進のために必要な事業を行うよう努めなければならないとし、協会けんぽでは、健保の被保険者等を対象に「生活習慣病予防健診」を実施しています。対象者は、当該年度に35歳以上75歳未満（誕生日の前日まで）の者です。

生活習慣病予防健診の項目には、安衛法の定期健診項目のほか、胃部X線や便潜血検査も含まれます（生活習慣病予防健診実施要綱）。協会けんぽの健診でなくても、安衛法の項目を満たしていれば問題はありません。



## 職業安定情報

### 再就職まで2年？ 被保険者期間を通算




雇用保険の「被保険者期間」ですが、離職と再就職の間が1年以内なら通算できると記憶していたところ、友人が「それは2年の間違いだ」といいます。どうということでしょうか。



#### A 所定給付日数みるなら1年

失業したときの基本手当は、被保険者が離職の日以前2年間に、被保険者期間が12カ月以上であったときに、支給されます（雇保法13条1項）。傷病等で引続き30日以上賃金の支払いを受けなかった日数を加算した期間（算定対象期間）で判断します。

途中で離職・再離職（空白期間）を挟むときも、原則として最後の離職の日以前の「2年間」を対象として受給資格を満たすか否かを判断します。「空白期間」の長さに直接的な制限はありませんが、最後に被保険者となった日前に受給資格を取得したことがあるときは、前職の在籍期間を被保険者であった期間に含めることはできません（雇保法14条2項1号）。

ご質問の場合で混同していると思われるのは、基本手当の所定給付日数の計算です。条文では、離職した場合に、雇用された期間に係る被保険者となった日の直前の被保険者でなくなった日が、1年の期間内にないときは「算定基礎期間」を通算しないとしています（雇保法22条3項）。



### 再就職給付出不いか 基本手当の残りわずか




有期雇用で転職を繰り返してきた若年者を正規雇用しましたが、基本手当の残日数はわずかで、再就職手当等の手続きは不要でしょうか。



#### A 「40歳未満」に支度手当

基本手当を受給するためには、離職日以前2年間（4年まで延長可）に被保険者期間が12カ月以上必要ですが、特定理由離職者に該当すれば6カ月以上で足りません。

再就職手当は、安定した職業に就いた場合に、基本手当の残日数が所定給付日数の3分の1以上あることが条件です。

3分の1未満の場合には、「常用就職支度手当」があります（雇保法56条の3第1項2号）。障害者雇用促進法で定める障害者その他就職が困難な45歳以上の者等に給付するとしているところ（雇保則82条の3第2項）、平成21年3月31日から5年間の暫定措置で「安定した職業に就くことが著しく困難と認められる40歳未満である者」も対象となっていました。

具体的には、同一事業主に引き続き5年以上雇用されたことがない者のほか、5年以上雇用されていても、期間の定めのある契約により雇用されていた者や3回以上離職していた者が対象です（雇用保険業務取扱要領）。暫定措置は平成29年3月31日まで延長されています（則附則3条）。



# 必ずチェック最低賃金！ 使用者も労働者も

常用・臨時・パート・アルバイトなどの名称にかかわらず、福島県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。

最低賃金件名		最低賃金額(円)	効力発生效年月日
		1時間	
福島県最低賃金 (下記の5産業を除く全産業)		705円	平成27年10月3日
産業別最低賃金	非鉄金属製造業	816円	平成27年12月19日
	電機部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	767円	平成27年12月20日
	輸送用機械器具製造業	803円	平成27年12月27日
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	801円	平成27年12月18日
	自動車小売業 (二輪自動車小売業を除く。)	800円	平成27年12月18日

(注) 実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1ヶ月を超える期間ごとに支払われている賃金（賞与など）
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

(注) 産業別最低賃金の一部に適用除外業種や業務があります。

詳しくは、福島労働局賃金室（TEL.024-536-4604）又は最寄りの労働基準監督署にご照会ください。



## 社会保険情報

### 途中入社月どう扱う 標準報酬月額の時決定

**健保**


5月に途中入社した従業員について、4月分の賃金がないのですが、7月の時決定はどのように処理すればいいのでしょうか。



#### 報酬1カ月分ない月は除外

時決定は、毎年7月1日現在の在籍者を対象に、「7月1日前3カ月に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して」標準報酬月額を決定します（健保法41条）。①6月1日以降に被保険者資格を取得した者、②7月に標準報酬月額の随時改定が行われる者、③7月に育休等や産休の終了時改定が行われる者は時決定の対象から除きます。

5月の途中入社は、「6月1日以降に被保険者資格取得」という要件を満たしません。7月の時決定の対象ですが、4月分の報酬がなく、「3カ月に受けた報酬」を計算のベースにはできません。健保法41条のカッコ書きでは、「報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月があるときは、その月を除く」としています。

5月、6月の2カ月の報酬支払額・支払基礎日数を届け出ます。5月に基礎日数が17日以上ある場合、その月を除外できませんが、中途入社のため1カ月分の報酬が支払われているわけではありません。保険者決定により6月を基準に標準報酬月額が決まります。



### 損害賠償で支給停止か 社会保険の遺族年金

**厚年**


事故で死亡し、遺族厚生年金より高額な損害賠償金が支払われると、年金は全額停止されるのでしょうか。



#### 生活保障分相当を調整

交通事故などの第三者行為災害によって被保険者が死亡した場合、遺族厚生年金・遺族基礎年金についても加害者からの損害賠償金との間で支給調整されます（厚年法40条2項・国年法22条2項）。

ただし、損害賠償額の全額分に達するまで支給が停止されるのではなく、当該賠償額から医療費、葬祭費、慰謝料などの金額を控除した残りの額から支給調整がなされます。これは遺族年金が遺族の生活の保障を目的として支給されることから、損害賠償金のうち年金と同じ生活保障の性格を持つ部分についてのみ調整を行う、という趣旨によるものです。

実際には、支給対象となる世帯の1カ月当たりの基準生活費を算出し、調整対象となる損害賠償額に所定の割合を乗じた額を当該基準生活費で除して得られた数字が、年金の基本支給停止月数となります（昭36・6・14保発56号）。労災保険でも損害賠償との支給調整の規定があり、昨年からは支給停止期間が最長7年分となりましたが、社会保険の遺族年金の支給停止は現時点では最大24カ月（2年）分となっています。



# ←CASE 紛争と解決のケーススタディ STUDY→

## 上限を設けた残業代

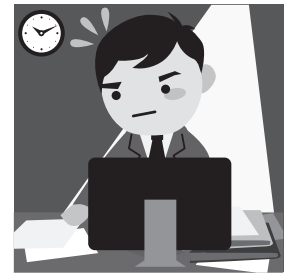
当社では、残業代（時間外労働の割増賃金）を支給する残業を月間 15 時間と定めて、それを超える残業時間には割増賃金を支給していない。  
従業員の一部から、それはサービス残業で法律違反ではないかと言われている。

### 労働者の言い分

- ① 残業を何時間しても、残業代は月に 15 時間分しか支給されない。
- ② 人によっては、残業代が月に 2 万円で打ち切られている。
- ③ 現実にはサービス残業が絶えない状況が続いている。

### 会社の言い分

- ① 社員に能力差がある。
- ② 能力があって残業時間の少ない人と、能力のない人が多くの残業をして結果として収入に差が出るのは逆に不平等である。
- ③ 勤務時間中はただらとした仕事振りで、午後 5 時を過ぎてからがんばるような社員もいるのが現実である。



### 社労士からのアドバイス

- ① 社員の能力差はあるにしても、所定労働時間を超える労働には割増賃金を支払うことは法律の決まりである。
- ② 月 15 時間というのが何を根拠にしているのか（いわゆる労使間の三六協定に基づくものなのか）。三六協定による延長労働時間が 15 時間であるならば、それを超えて残業を命じること自体が問題になる。

### 最終決着

残業時間については、労使間での話し合いがなかった状況だったので、改めて労働者の代表と月間時間外労働時間を定めて、残業はそれを超えてはさせないことにした。また、特に目に余る労働者は職場替えをして、残業時間を減らすようにした。

### 教訓

労働者の中には、残業代を生活設計に組み込んでいる者もいて、する必要のない残業をしている場合もあるようだった。管理者が一人一人の能力の把握に努める必要があることを痛感した。

### チェックポイント

時間外労働を命じるには、割増賃金を支給すればよいというものではなく、労働基準法36条では、労働者の過半数で組織する労働組合（そうした組合のない場合は労働者の過半数を代表する者）と時間数等について書面による協定を結び、労働基準監督署に提出することを義務付けています。なお、この労使協定の効力は、その協定を定めることによって、労働させても労基法に違反しないという免罰効果を持つものであり、労働者の民事上の義務は、当該協定から直接生じるものではなく、労働協約、就業規則等の根拠が必要なものです（昭和63.1.1基発1号）

トピックス  
「おすすめの本」



# ケースで学ぶ 社員の不祥事・トラブルの予防と対策

## 規定不備で問題深刻化

架空の時間外労働をタイムカードに記載して残業代を請求する、退職前に顧客情報を持ち出して起業する、自社商品を横領して横流し——など、社員が巻き起こすさまざまなトラブルについて、その発生の背景から企業の具体的な対応までをストーリー仕立てで紹介したのが本書。

同様のトラブルの予防に向けた企業の留意事項や参考となる規定例、関連する裁判例を提示している。

紹介しているのは、服務規律違反による不祥事のほか、労働者の能力不足や休職、退職・解雇、通勤・業務上災害に関するトラブルなどの50事例。どれも規定の不備や指導不足などが問題発生や拡大を招いている。

多岐にわたるトラブル発生のリスクを洗い出すうえで大いに役に立つ一冊だろう。

(本間邦弘著、日本経済新聞出版社刊、TEL03-3270-0251、1800円+税)

## 編集後記

この冬は暖かったせいか、春の訪れも早いように感じています。

この会報が皆さんのお手元に届く頃は、いわき市も東日本大震災から丸5年を迎えることとなります。



しかしながら、津波や福島第一原発の事故によって被災された方々にとっては、まだまだ傷が癒えず復興が実感できない方も多くおられると思います。

一方で、各地で災害公営住宅が完成し、高台移転に伴う宅地造成事業や海岸の堤防・防災緑地なども完成が間近となっていることはうれしい限りで、それらに従事する方々のご苦勞に対する感謝の気持ちが湧いてきます。

ところで、今年はいわき市の市制50周年ということで様々な事業・行事も盛り沢山のようですが、これを機に風評被害を一層減少させ、いわきの海や温泉などを中心とした観光名所に市外・県外からも多くの方に足を運んでもらえればと願っております。

当協会では4月から新たに職員1名を採用し、事務局は8名体制となりますので、皆様の事業所へのサービスもより一層充実させていきたいと思っております。今後ともよろしくお願い致します。

(専務理事 鈴木 寿信)



# 労働安全衛生法に基づく 技能講習、特別教育等のご案内

(平成28年4月～平成28年9月)

実施機関	種類	種別	日程					
			4月	5月	6月	7月	8月	9月
(一社)福島県労働基準協会 (住所は下欄)	技能講習	プレス機械作業主任者				須賀川		
		酸素欠乏・硫化水素作業主任者	須賀川	いわき	会津	福島	須賀川	いわき
		有機溶剤作業主任者	郡山	いわき	須賀川	福島	会津	
		石綿	郡山					郡山
		特定化学物質及び四アルキル鉛	郡山		いわき	福島	郡山	
建災防福島県支部 〒960-8061 福島市五月町4-25 福島県建設センター 3F TEL 024-522-2266	技能講習 (安達)は 実技は安達 会場で実施	足場組立て作業主任者	郡・い		福島	郡山	いわき	会津
		地山の掘削土止め支保作業主任者	いわき		郡山		会津	
		木造建築物組立作業主任者		福島				
		建築物の鉄骨組立て作業主任者						
		高所作業車の運転	郡山		郡・い	郡山	郡・福	郡・い
陸災防福島県支部 〒960-0231 福島市飯坂町平野字 若狭小屋32 TEL 024-558-9011	技能講習	はい作業主任者	郡山	郡山	福島		郡山	いわき
		フォークリフトの運転	福郡い	福郡会い	福郡会い	福郡い	福郡い	福郡い
		ショベルローダーの運転				郡山		
林災防福島県支部 〒960-8043 福島市中町5-18 林業会館内 TEL 024-523-3307	技能講習	木材加工用機械作業主任者						郡山
	特別教育	伐木、かかり木、チェーンソー 刈払作業従事者	須賀川 須賀川	須賀川 須賀川	いわき いわき	須賀川 須賀川	須賀川 須賀川	須賀川 須賀川
(公社)ボイラ・クレーン安全協会 いわき事務所 〒971-8181 いわき市泉町本谷字123 TEL 0246-58-9300	技能講習	玉掛	4～5	9～10	20～21	4～5	1～2	5～6
		ガス溶接	25～26					12～13
		車両系建設機械(整地用)運転	18～19	16～17		11～12		26～27
		車両系建設機械(解体用)運転	22	20		15		30
		床上操作式クレーン運転		23～24		25～26		
	特別教育	小型移動式クレーン運転	11～12		6～7		22～23	
		クレーン運転業務(5トン未満)		16～17			16～17	
		小型車両系建設機械(整地用)(3トン未満)		30	13		8	
	安全教育	小型車両系建設機械(ローラー)運転	27～28					14～15
		高所作業車運転		6				2
		移動式クレーン定期自主検査者教育					21	
		クレーン定期自主検査者教育				30		
(一社)いわき労働基準協会 〒970-8045 いわき市郷ヶ丘 2丁目30-3 TEL 0246-29-0011	技能講習	有機溶剤作業主任者技能講習			9～10			1～2
		酸欠・硫化水素作業主任者技能講習	13～15				3～5	
		特定化学物質・四アルキル鉛作業主任者技能講習	7～8					
	特別教育	自由研さくと石取替特別教育講習会			17			
		アーク溶接特別教育講習会		12～13				8～9
		電気取扱い(低電圧)			3			
		粉じん作業特別教育講習会			21			
		刈払機取扱者に対する安全衛生教育	12		24	20	23	
	その他の教育	第59回KYTトレーナー養成研修会				13～15		
		安全衛生推進者養成講習会		26～27				27～28
		安全管理者選任時研修会			28～29			
		局所排気装置等定期自主検査者養成講習会				26～27		
職長教育	製造業を主とする	21～22			7～8			
	建設業	19～20	24～25	22～23	21～22	25～26	29～30	

- 注1. 日程欄の○印は実施日未定のもの。  
 2. 女性もすべての免許および技能講習等で資格が取得できます。  
 3. 詳しくは、実施機関に直接ご照会ください。

指定教習機関	所在地	TEL・FAX
(一社)福島県労働基準協会	〒970-8041 福島市本町5-8 福島第一生命ビル2F	024-522-6717 024-522-6724

発行所 一般社団法人 雇用管理協会  
 〒970-8026 いわき市平字紺屋町45番地  
 (紺屋町ビル内)  
 ☎ (0246)23-0699 FAX 23-0689  
 編集人 鈴木 寿信